

建設常任委員会行政視察報告

建設常任委員会では、川崎市と盛岡市を行政視察しました。
概要は以下のとおりです。

(実施期間) 令和6年5月15日～5月17日

(視察都市) 川崎市、盛岡市

(視察内容) 川崎市：空家等対策について

盛岡市：P a r k－P F I（公募設置管理制度）について

〔川崎市〕

川崎市では、空家等対策について説明を受けた。川崎市の空家数、中古住宅の流通割合、空家所有者の高齢化率が増加傾向にある。そのような中、今後、増加が見込まれる空家等への対策を一層推進するため、第2期川崎市空家等対策計画を策定した。計画では、予防的取組の推進、まちづくりに資する空家利活用の推進、良好な住環境の保全に向けた取組の推進、多様な主体との協働・連携による空家等対策の推進の4つを基本方針として各種施策を推進している。また、空家等の解体が進まずに、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家が増加傾向になっていることから、空家の解体を促進する仕組みを検討する必要がある、空家所有者が適切な情報を容易に取得できるような情報提供の実施、解体工事に関する情報の取得と連動して、事業者探しや見積取得等を一連で行える仕組みの構築、空家の解体の動機付けとなる可能性のある補助制度を検討といった条件を満たすプラットフォームを行政で新規に立ち上げるのは困難であることから、解体一括見積サービスWebサイトを活用した空家の解体促進に向けた実証実験等の施策を実施している。今後の課題としては、空家の除却補助金制度の構築に向けた検討等が挙げられる。

委員からは、空家の認知の方法や、空家利活用マッチング制度のマッチング状況などについて質問が出された。



(川崎市での視察風景)

〔盛岡市〕

盛岡市では、P a r k - P F I（公募設置管理制度）について説明を受けた。

木伏緑地整備事業は、平成 29 年の都市公園法の改正により、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されるようになり、公園利用者等の利便性向上につながる民間収益施設と公衆用トイレの整備を目的に、事業者の公募を行った。本事業は、公園利用者の多様な使い方が見られるようになり、公園の持つポテンシャルを引き出し、公園の本来あるべき姿を体現している。

中央公園整備事業は、周辺地区の待機児童の増加や公園の未整備エリアが残っていることなどの背景があることを受けて、事業コンセプトを「あそびを学び、まなびを遊ぶ」として、保育園やフリースクールといった子供を安心して預けられる場所を作り、様々なコンテンツを通して幅広い世代が集まり、つながり、楽しみ、学び合う場を目指すとしている。事業内容は広場の整備、保育園の整備、公園施設の整備、不登校傾向児支援事業、ランドスケープ設計・建築物設計となっている。

盛岡市動物公園再生事業は、P P P エージェント方式で事業を実施しており、事業内容は、建築物・獣舎の改修工事、園路や広場等のランドスケープ工事、上水道更新工事、電気・通信設備等工事となっている。事業の効果として、15 年間で合計 3.15～4.95 億円の市負担額の削減を見込んでいる。

委員からは、公園内のテナントの採算状況や、公園整備後の利用者の実績などについて質問が出された。



（盛岡市での視察風景）